

## 神奈川県産科・小児医療施設等誘致事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、県民が安心して妊娠、出産及び子育てを行える環境の整備のため、交付対象者が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 分娩取扱施設とは、医療法（昭和23年法律第205号）で定める病院、診療所及び助産所のうち、実際に分娩を取り扱う施設をいう。
- (2) 産科医療施設等とは、医療法で定める病院、診療所のうち、診療科名に産科又は産婦人科を有する施設及び同法で定める助産所をいう。
- (3) 小児医療施設とは、医療法で定める病院、診療所のうち、診療科名に小児科を有する施設をいう。
- (4) 医療機器とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）で定める医療機器をいう。
- (5) 備品とは、動産で比較的長期間にわたって、その性質又は形状を変えなく使用に耐えるもののうち、動物等以外のものをいう。
- (6) 周産期救急医療システムブロックとは、神奈川県保健医療計画で定めるものをいう。
- (7) 小児二次救急医療体制ブロックとは、神奈川県保健医療計画で定めるものをいう。

### (補助の対象事業)

第3条 補助の対象とする事業は、別表1の第1欄に掲げる事業区分ごとに、第2欄に掲げる事業者が、第3欄に掲げる補助要件を満たしたうえで実施する次の事業とする。

- (1) 分娩取扱施設誘致事業
- (2) 産科医療施設等誘致事業
- (3) 小児医療施設誘致事業

### (補助額の算出方法等)

第4条 補助額は、補助の対象事業ごとに次により算定する。

- (1) 前条各号に規定する事業ごとに、別表2の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定する。
  - (2) 前号により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表2の第4欄に定める補助率を乗じて得た額（算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）を補助額とする。
- 2 前条各号の事業について、1品又は1か所につき算出された額が、別表2の第5欄に定める下限額に満たない場合には、補助額として算出を行わないものとする。

### (申請書の提出)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（第1号様式）に別に定める必要な書類を添えて、別に定める期日までに提出するものとする。

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（暴力団排除）

第6条 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
  - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
  - (3) 法人にあっては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
  - (4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの
- 2 知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報等を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。
- 3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（交付条件）

第7条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の経費の配分を変更しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
  - ア 建物の設置場所（ただし、設置予定施設内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）
  - イ 建物の規模、構造又は用途（ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）
  - ウ その他設備整備に係る補助事業の内容（ただし、軽微な変更を除く。）
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産、その従物、価格が単価50万円以上（民間団

体にあつては30万円以上)の機械、器具及びその他の財産については、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)により定める期間(以下「耐用年数」という。)を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

(6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(8) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、県が行う契約手続の取り扱いに準拠しなければならない。

(9) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(10) その他、規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。

(変更の承認)

第8条 前条第1号、第2号及び第3号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、変更(中止、廃止)承認申請書(第2号様式)に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

(申請の取り下げのできる期間)

第9条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、知事の要求があつたときは、補助事業の実施状況について、事業実施状況報告書(第3号様式)で知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第12条の規定による実績報告は、(第4号様式)に必要な書類を添えて、事業完了の日から起算して1月を経過した日(第7条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日)又は翌年度4月5日のいずれか早い日までに知事に報告するものとする。

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第5号様式)により、すみやかに知事に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の整備等)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後10年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得、又は効用の増加した価格が単価50万円以上（民間団体にあつては30万円以上）の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は耐用年数を経過する日のいずれか遅い日まで保管しなければならない。

3 補助事業者が法人その他の団体である場合であつて、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(届出事項)

第14条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに文書をもつてその旨を知事に届け出なければならない。

(1) 住所又は氏名を変更したとき。

(2) その他申請内容に変更があつたとき。

(書類の経由)

第15条 規則及びこの要綱の規定により書類を知事に提出する場合は、事業所管課を経由しなければならない。

附 則

この要綱は、令和5年7月31日から施行する。ただし、適用は令和5年4月1日とする。

附 則

この要綱は、令和5年10月12日から施行する。ただし、適用は令和5年4月1日とする。

附 則

この要綱は、令和6年8月30日から施行する。

別表 1

1 事業区分	2 事業者	3 補助要件
(1) 分娩取扱施設誘致事業	次に掲げる者のうち、第3欄に定める要件を満たす者 (1) 分娩取扱施設を開設する者 (2) 既存の分娩取扱施設の開設場所を変更し、別の周産期救急医療システムブロックに開設する者。ただし、当該施設が県内にある場合は、分娩取扱医師偏在指標が全国平均を上回る周産期救急医療システムブロックから下回る周産期救急医療システムブロックへ開設する場合に限る。 (3) その他、開設先市町村の地理的条件、開設による各地域の医療提供体制の影響などを総合的に勘案し、開設の必要性を知事が認めた者	(1) 専門医の資格を有する医師を配置すること。助産所の場合は、(公社)日本助産師会「分娩を取り扱う助産所の開業基準」に定める必要経過年数の基準を満たしている助産師を配置すること。 (2) 開設先の市町村が開設に同意しているとともに、子育て世代の移住を促進する効果的な施策を実施する又は実施していること。 (3) 開設する地域の医療関係団体等と協力体制を構築していること。 (4) 補助対象年度に当該医療施設等において診療又は業務を行うこと。
(2) 産科医療施設等誘致事業	次に掲げる者のうち、第3欄に定める要件を満たす者 (1) 分娩を取り扱わない産科医療施設等を開設する者 (2) 既存の産科医療施設等の開設場所を変更し、別の周産期救急医療システムブロックに開設する者。ただし、当該施設が県内にある場合は、分娩取扱医師偏在指標が全国平均を上回る周産期救急医療システムブロックから下回る周産期救急医療システムブロックへ開設する場合に限る。 (3) その他、開設先市町村の地理的条件、開設による各地域の医療提供体制の影響などを総合的に勘案し、開設の必要性を知事が認めた者	(5) 県内の医師による開設の場合、地域の医療提供体制に影響を与えないことが確認できること。
(3) 小児医療施設誘致事業	次に掲げる者のうち、第3欄に定める要件を満たす者 (1) 小児医療施設を開設する者 (2) 既存の医療施設の開設場所を変更し、別の小児二次救急医療体制ブロックに開設する者。ただし、当該施設が県内にある場合は、小児科医師偏在指標が全国平均を上回る小児二次救急医療体制ブロックから下回る小児二次救急医療体制ブロックへ開設する場合に限る。 (3) その他、開設先市町村の地理的条件、開設による各地域の医療提供体制の影響などを総合的に勘案し、開設の必要性を知事が認めた者	

別表 2

1 事業区分	2 基準額	3 補助対象経費	4 補助率	5 下限額
(1) 分娩取扱施設誘致事業	(1) 施設整備事業 次に掲げる基準面積に別表 3 に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 ア 分娩室、病室、入所室等 194 m <sup>2</sup> イ 宿泊施設 室数×40 m <sup>2</sup> (ただし 2 室を限度とする。) (2) 設備整備事業 ア 医療機器 1 か所当たり 17,035 千円 イ 医療機器以外の備品 1 か所当たり 17,035 千円	(1) 施設整備事業 分娩取扱施設として必要な次の各部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 ア 分娩室、病室、入所室等 イ 宿泊施設 (2) 設備整備事業 ア 医療機器 分娩取扱施設として必要な医療機器購入費 イ 医療機器以外の備品 分娩取扱施設として必要な医療機器以外の備品購入費	2 分の 1	(1) 施設整備事業 1 か所につき 1,000 千円 (2) 設備整備事業 1 品につき 100,000 円
(2) 産科医療施設等誘致事業	(1) 施設整備事業 次に掲げる基準面積に別表 3 に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 診察室、処置室等 160 m <sup>2</sup> (2) 設備整備事業 ア 医療機器 1 か所当たり 17,035 千円 イ 医療機器以外の備品 1 か所当たり 17,035 千円	(1) 施設整備事業 分娩を取り扱わない産科医療施設として必要な次の各部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 診察室、処置室等 (2) 設備整備事業 ア 医療機器 分娩を取り扱わない産科医療施設として必要な医療機器購入費 イ 医療機器以外の備品 分娩を取り扱わない産科医療施設として必要な医療機器以外の備品購入費	2 分の 1	(1) 施設整備事業 1 か所につき 1,000 千円 (2) 設備整備事業 1 品につき 100,000 円
(3) 小児医療施設誘致事業	(1) 施設整備事業 次に掲げる基準面積に別表 3 に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 診察室、処置室等 160 m <sup>2</sup> (2) 設備整備事業 ア 医療機器 1 か所当たり 17,035 千円 イ 医療機器以外の備品 1 か所当たり 17,035 千円	(1) 施設整備事業 小児医療施設として必要な次の各部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 診察室、処置室等 (2) 設備整備事業 ア 医療機器 小児医療施設として必要な医療機器購入費 イ 医療機器以外の備品 小児医療施設として必要な医療機器以外の備品購入費	2 分の 1	(1) 施設整備事業 1 か所につき 1,000 千円 (2) 設備整備事業 1 品につき 100,000 円

(注) 補助対象面積が基準面積を下回るときは、当該補助対象面積を基準面積とする。

別表 3

事業区分	種目等	1 平方メートル当たり単価		
		鉄筋 コンクリート造	ブロック造	木造
(1) 分娩取扱施設誘致事業	分娩室、病室、入所室等	264,400 円	230,900 円	264,400 円
	宿泊施設	294,800 円	257,900 円	294,800 円
(2) 産科医療施設等誘致事業	診察室、処置室等	264,400 円	230,900 円	264,400 円
(3) 小児医療施設誘致事業	診察室、処置室等	264,400 円	230,900 円	264,400 円

(注) 1 上記基準単価は、新築、増築及び改築事業における基準額算定の限定となる単価であり、建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。

2 建物の構造が上記に該当しない場合の単価は、次のとおりとする。

(1) 鉄骨鉄筋コンクリート構造については、鉄筋コンクリート造の単価を用いる。

(2) 鉄骨構造の場合で、強度・耐久性が鉄筋コンクリート構造と同等の工法である場合（ラーメン構造等の場合で設計者等が強度・耐久性を証明できる場合は、鉄筋コンクリート単価を用い、その他についてはブロック単価を用いる。）。

(3) 鉄骨と鉄筋コンクリートの複合建築については、鉄筋コンクリートの比率が 50%以上である場合は鉄筋コンクリート造の単価とし、50%未満である場合はブロック造の単価とする。

神奈川県知事 殿

補助事業者 住 所  
法人（団体）名  
代表者氏名

〇〇年度神奈川県産科・小児医療施設等誘致事業費補助金交付申請書

このことについて、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 補助事業名 〇〇〇〇誘致事業
- 2 交付申請額 金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
- 3 施設の名称
- 4 事業の種類
- 5 所要額調書 (別紙1)
- 6 事業計画書 (別紙2)
- 7 添付書類
  - (1) 歳入歳出予算書（見込書）抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に記入すること）
  - (2) 役員等氏名一覧表（第1号様式付表）
  - (3) 開設先市町村意見書（別紙3）
  - (4) 開設先医療関係団体意見書（別紙4）
  - (5) 見積書の写し
  - (6) その他別に定める書類等その他参考となる資料

問合せ先  
〇〇部〇〇課 〇〇  
電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇  
メールアドレス〇〇〇〇@〇〇〇〇



(第1号様式付表)

役員等氏名一覧表

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日 (大正T, 昭和S, 平成H)	性別 (男・女)	住所

年 月 日現在

記載された全ての者は、申請者、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

法人（団体）名  
代表者氏名

- (注) (1) 補助事業者が個人の場合、申請者について記載  
(2) 補助事業者が法人の場合、代表者及び全ての役員について記載  
(3) 補助事業者が法人格を持たない団体の場合、当該団体の代表者について記載

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所

氏 名

〇〇年度神奈川県産科・小児医療施設等誘致事業費補助金変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付けで交付決定を受けた神奈川県産科・小児医療施設等誘致事業費補助金に係る  
〇〇〇〇事業を次のとおり変更（中止、廃止）したいので承認を受けたく、関係書類を添えて申請し  
ます。

1 変更（中止、廃止）の内容

事業の内容	変更（中止、廃止）前	変更（中止、廃止）後

2 変更（中止、廃止）の理由

3 所要額調書（変更後） （別紙5）

4 事業計画書（変更後） （別紙6）

問合せ先  
〇〇部〇〇課 〇〇  
電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇  
メールアドレス〇〇〇〇@〇〇〇〇

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所

氏 名

〇〇年度神奈川県産科・小児医療施設等誘致事業費補助金実施状況報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた神奈川県産科・小児医療施設等誘致事業費補助金に係る補助事業の 年 月 日現在における実施状況を、次のとおり報告します。

- 1 事業名 〇〇〇〇〇〇誘致事業
- 2 施設の名称
- 3 事業の種類
- 4 工事着工年月日（施設整備事業の場合のみ）
- 5 竣工予定年月日（施設整備事業の場合のみ）
- 6 補助事業経費の執行状況
- 7 その他参考となる資料

問合せ先  
〇〇部〇〇課 〇〇  
電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇  
メールアドレス〇〇〇〇@〇〇〇〇

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所

氏 名

〇〇年度神奈川県産科・小児医療施設等誘致事業費補助金実績報告書

年 月 日付で交付決定を受けた神奈川県産科・小児医療施設等誘致事業費補助金に係る補助事業の実績を、次のとおり報告します。

- 1 補助事業名 〇〇〇〇〇〇誘致事業
- 2 施設の名称
- 3 事業の種類
- 4 経費所要額精算書 （別紙7）
- 5 事業実績報告書 （別紙8）
- 6 添付書類
  - (1) 契約書の写し
  - (2) 検収調書の写し
  - (3) 歳入歳出決算書（見込書）の抄本
  - (4) 病院（診療所、助産所）開設届の写し
  - (5) その他別に定める書類等その他参考となる資料

問合せ先  
〇〇部〇〇課 〇〇  
電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇  
メールアドレス〇〇〇〇@〇〇〇〇

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所  
氏 名

年度神奈川県産科・小児医療施設等誘致事業費補助金に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け〇第〇〇〇号により交付決定を受けた〇〇〇〇〇〇誘致事業に係る補助金について、次のとおり報告します。

1 施設の名称

2 事業区分

3 補助金の額の確定額  
金 円

4 補助金返還相当額  
金 円

問合せ先  
〇〇部〇〇課 〇〇  
電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇  
メールアドレス〇〇〇〇@〇〇〇〇